



執筆者:

E-mail  [湯川 雄介](#)E-mail  [中島 和穂](#)E-mail  [平家 正博](#)E-mail  [加藤 由美子](#)E-mail  [田代 夕貴](#)

## I はじめに

2020年12月17日発行の弊所ニュースレター<sup>1</sup>記載のとおり、米国トランプ政権は、2019年後半以降、新疆ウイグル自治区における人権侵害等を理由とする規制を導入・強化しましたが、中国の人権侵害等に対する厳格な姿勢は、米国バイデン政権でも継続しています。例えば、プリンケン国務長官は、2021年3月3日のスピーチにおいてバイデン政権の八つの外交政策における最優先課題として中国との関係を掲げ、新疆ウイグル自治区での人権侵害等に対抗する必要性を強調し<sup>2</sup>、米国税関国境保護局(CBP)は、2021年6月24日、新疆ウイグル自治区の企業からの太陽光パネル関連製品につき米国への輸入を規制しました。このような中、バイデン政権は、2021年7月13日、「中国の新疆ウイグル自治区で強制労働やその他の人権侵害に従事する事業体や個人に関する企業のリスクと考慮事項」(Risks and Considerations for Businesses and Individuals with Exposure to Entities Engaged in Forced Labor and other Human Rights Abuses linked to Xinjiang, China)(以下「2021年勧告」といいます。)を发出し、昨年7月1日付けの共同勧告(以下「2020年勧告」といいます。)を更新しました<sup>3</sup>。

この2021年勧告は、新疆ウイグル自治区に関する事業、サプライチェーン又は労働に関与する企業に対してリスクを警告し、そのリスクが懸念される取引類型や産業分野、リスクの兆候となる事実、そのリスクを特定するためのデューデリジエンスの視点に言及しています。

一方、欧州においても、新疆ウイグル自治区における人権侵害は大きな問題として捉えられており、2020年12月7日に欧州連合(EU)理事会(以下「EU理事会」といいます。)により導入されたEUグローバル人権制裁制度(EU Global Human Rights Sanctions Regime)<sup>4</sup>を活用して2021年3月22日より中国の政府高官4名及び1団体に対して制裁措置が発動されています。また、2020年12月に大筋合意が発表されていたEU・中国包括投資協定(EU-China Comprehensive Agreement on Investment (CAI))については、2021年5月20日、欧州議会により批准に向けての審議を凍結する旨の決議がなされる等、中国との関係性を見直す動きも見られます。

本稿では、更新された米国による共同勧告の概要を中心に説明し、欧州における動向についても紹介します。

<sup>1</sup> [https://www.nishimura.com/ja/newsletters/corporate\\_201217.html](https://www.nishimura.com/ja/newsletters/corporate_201217.html)

<sup>2</sup> <https://www.state.gov/a-foreign-policy-for-the-american-people/>

<sup>3</sup> <https://www.state.gov/xinjiang-supply-chain-business-advisory/>

<sup>4</sup> 2020年12月7日付けEU官報、「COUNCIL DECISION (CFSP) 2020/1999 of 7 December 2020」(<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020D1999&from=EN>)及び同日付けEU官報、「COUNCIL REGULATION (EU) 2020/1998 of 7 December 2020」(<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2020:410I:FULL&from=EN#page=3>)。

## II ウイグル問題に関する米国の対中規制及び日本企業の留意点

### 1. 2021 年勧告の概要

2021 年勧告は、(i)企業が留意すべきサプライチェーン上のリスクが生じる場面を示した上で、(ii)当該リスクを精査するための着眼点を指摘すると共に、(iii)人権デューデリジェンスを実施する上での指針を説明しています。以下では、各項目の概要について紹介します。

#### (1) サプライチェーン上のリスクが生じる場面

2021 年勧告は、企業が留意すべきサプライチェーン上のリスクが生じる場面として、下記の 4 類型を挙げています(2020 年勧告時は 3 類型でしたが、下記③が追加され、各類型が詳細化されています)。

① 監視手法の開発支援等	中国政府が新疆ウイグル自治区で用いる監視手法(遺伝子の収集・分析手法を含む)の開発への支援又は投資
② 強制労働品等の調達	(a)新疆ウイグル自治区に所在する企業、(b)新疆ウイグル自治区以外に所在するが新疆ウイグル自治区の労働者を利用する中国企業、又は(c)新疆ウイグル自治区から原料を調達する非中国企業からの労働力や商品の調達
③ 監視・強制労働企業への技術等の提供	監視や強制労働に関与する企業に対する米国原産の貨物、ソフトウェア、技術の提供
④ 拘留施設等の建設・運営の支援	ウイグル人を含むイスラム系少数民族を拘束するための拘留施設や、少数民族を強制労働させるための工場の建設・運営の支援

このとおり、2021 年勧告は、新疆に関連するサプライチェーン上のリスクとして、(a)新疆ウイグル自治区における住民監視への関与(上記①③)と、(b)強制労働への関与(上記②③④)を挙げており、下記(2)及び(3)において詳述するとおり、この二つのリスクを精査する際の着眼点について述べています。

#### (2) 新疆ウイグル自治区における住民監視への関与

2021 年勧告は、中国政府が、新疆ウイグル自治区において、主にイスラム系の少数民族を対象とし、ハイテク技術を利用した監視システムを構築し、その技術等を提供する中国企業は、中国当局のみならず、中国国外の投資家からも資金提供を受けていると指摘しています。そのため、新疆ウイグル自治区において次の活動に従事する企業、又は、次の活動に従事する新疆ウイグル自治区所在の企業と直接的又は間接的に関係を有する企業は、米国法違反のリスク又はレピュテーションリスクに直面する可能性があるとして述べています。

- ① 新疆ウイグル自治区で用いられる監視システム 5 の提供に直接的・間接的に関わる企業への投資
- ② 同監視システムに用いられる貨物、ソフトウェア、技術等(カメラ、追跡技術、生体認証装置等)の提供
- ③ 同監視システムの開発に資する知的財産権を保有する中国企業との合併事業や共同研究
- ④ 拘留施設に対するサービス提供や政府当局の拘留・監視能力の構築支援

<sup>5</sup> 2021 年勧告 4 頁において、新疆ウイグル自治区では、動きの追跡、行動の監視、及び拘留の対象となる個人の特定のために、人工知能、顔認識、歩容認証、赤外線技術を備える監視システムが利用されていると説明されている。

- ⑤ 米国商務省が輸出規制に関して新疆ウイグル自治区における住民監視を理由として Entity List<sup>6</sup>に掲載した中国の政府機関及び企業(2021 年勧告 Annex 5 参照)
- ⑥ 米国財務省が中国の防衛装備分野及び監視技術分野への関連を理由として Non-SDN Chinese Military-Industrial Complex Company List (NS-CMIC List)<sup>7</sup>に掲載した企業

上記は 2020 年勧告をより詳細に述べたものと考えられますが、今回新たに、新疆ウイグル自治区で用いられる監視システムに直接的・間接的に関わる企業への「投資」がリスクとして追加された点(上記①)、及び、投資関連禁止措置がとられる、NS-CMIC List に掲載された企業への言及が追加された点(上記⑥)が、2020 年勧告からの変更点となります。

### (3) 強制労働への関与

2021 年勧告は、拘留施設に加えて、同拘留施設に近接する又は中国の他の地域に設けられた工場において、ウイグル人を含むイスラム教徒が強制労働を強いられていることを指摘し、新疆関連の強制労働が疑われる産業を次のとおり列挙しています(Annex 2 参照)。

農業(特にハミウリ、トマト製品、ニンニク等)、携帯電話、クリーニング用品、建設関連、綿関連(綿糸、綿繰、紡績、綿織、綿製品)、電子部品組立産業、資源採掘産業(特に石炭、銅、炭化水素、石油、ウラン、亜鉛を含む)、鬘・ヘアアクセサリ、食品加工、ホスピタリティサービス、麺、印刷製品、履物、ステビア、砂糖、織物(寝具、カーペット、ウール等)、玩具、グローブ、金属シリコン、再生可能エネルギー(ポリシリコン、インゴット、ウェハ、結晶シリコン太陽電池、結晶シリコン太陽光発電モジュール)

上記の業種は、基本的には、2020 年勧告が警告していた業種と重複しますが、グローブ、金属シリコン、再生可能エネルギー関連業種は、2021 年勧告で新たに追加された業種です。

上記の業種のうち、新疆関連の綿・綿製品(Annex 3)や太陽光関連産業(Annex 4)に関するサプライチェーンを詳しく解説しています。この二つの産業分野は、米国税関国境保護局(CBP)が最近輸入規制の執行に注力している分野でもあります。トランプ政権下で、CBP は、2020 年 11 月 30 日、新疆ウイグル自治区における強制労働に関与したとされる Xinjiang Production and Construction Corps (XPCC)、並びに、その関連団体により生産された綿及びこれらの綿を一部でも利用する綿製品に対して、貨物引渡保留命令(WRO)を発出していました(本制度の詳細については、2020 年 12 月 17 日発行の弊所ニューズレター参照<sup>8</sup>)<sup>9</sup>、

<sup>6</sup> 米国の安全保障又は外交政策上の利益に反する、又は、大量破壊兵器拡散の懸念があると米国商務省産業安全保障局(BIS)が認定する企業のリスト。Entity List に掲載された企業等に対する EAR 規制対象品目の輸出等は、BIS から事前に輸出許可を取得する必要があるが、殆どの場合、輸出許可が下りることはない。新疆ウイグル自治区における人権侵害への関与を理由に、米国の安全保障又は外交政策上の利益に反する懸念があるとして、複数の企業等が Entity List に掲載されている(2021 年勧告の Annex 1 参照)。リストは米国商務省ウェブサイト(<https://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/lists-of-parties-of-concern/entity-list>)より参照可能。

<sup>7</sup> 2020 年 11 月 12 日付けの大統領令 13959 号等を根拠に制定された中国の軍事産業に関わる中国企業に関するリストであり、米国人の投資禁止対象となる企業のリスト。2021 年 6 月 3 日の大統領令 14032 号によるリスト対象に、監視技術分野が追加された。改訂後、米国財務省外国資産管理室(OFAC)は、少数民族等の監視のために、若しくは深刻な人権侵害を助長するために使用された、又は使用される可能性のある中国での監視技術の開発、販売、輸出等を行っている企業、又は当該活動を支援する企業をリスト対象とする旨説明している([https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/faqs/topic/5671\\_Q900](https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/faqs/topic/5671_Q900) 参照)。リストは米国財務省ウェブサイト(<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/consolidated-sanctions-list/ns-cmic-list>)より参照可能。

<sup>8</sup> 脚注 1 参照。

<sup>9</sup> 2020 年 12 月 2 日付け CBP プレスリリース、“CBP Issues Detention Order on Cotton Products Made by Xinjiang Production and Construction Corps Using Prison Labor” (<https://www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/cbp-issues-detention-order-cotton-products-made-xinjiang-production>)。WRO 発出日については、CBP ウェブサイトの WRO リスト(<https://www.cbp.gov/trade/programs-administration/forced-labor/withhold-release-orders-and-findings>)参照。

2021年1月13日には、新疆ウイグル自治区産の綿・綿製品、トマト・トマト製品全てに対象を広げました<sup>10</sup>。また、バイデン政権下では、CBPは、2021年6月23日に、中国の新疆ウイグル自治区で Hoshine Silicon Industry やその子会社によって製造される太陽光パネル関連製品(シリカ製品)につき、WROを発出しました<sup>11</sup>。

また、2021年勧告は、強制労働の兆候として、以下のような要素を挙げています(⑦以下が2021年勧告で追加された兆候です)。

- ① 生産場所等の透明性の欠如
- ② 売上と比較した社会保険料の支払金額の僅少さ
- ③ 拘留を示唆する用語(例: Education Training Centers)の使用
- ④ 貧困緩和や職業訓練を理由とする政府補助の受領
- ⑤ 政府の従業員募集を通じた標準的ではない雇用慣行
- ⑥ 拘留施設内又はその近隣に工場が所在していること
- ⑦ XPCCの関連会社であること
- ⑧ 米国労働省の児童労働又は強制労働によって生産された商品リスト<sup>12</sup>に含まれる製品であること
- ⑨ 米国商務省が輸出規制に関して新疆ウイグル自治区における強制労働への関与を理由に Entity List<sup>13</sup>に掲載する企業であること
- ⑩ WROの対象となっている会社又は製品であること<sup>14</sup>
- ⑪ 米国財務省が新疆ウイグル自治区における人権侵害を理由に SDN リスト<sup>15</sup>に掲載する中国政府役人や企業であること

## 2. 人権デューデリジェンスの指針

2021年勧告では、最後に、①銀行・金融機関・投資家向けデューデリジェンス、②監視ツールに関するデューデリジェンス、③強制労働に関するデューデリジェンス及び④建設資材提供に関するデューデリジェンスの指針を示しています。まず、2020年勧告と比較し、②の項目が追記されました。また、④の項目は2020年勧告でも人権デューデリジェンスの指針の冒頭で言及されていましたが、2021年勧告では、①から③と並んだ独立の項目として取り上げられています。本稿では、新規に追加された項目である②、日本企業の皆様の関心が高いと思われる③、及び、独立の項目として取り上げられることになった④の概要を説明します。

### (1) 監視ツールに関するデューデリジェンス(2021年勧告14頁)

2021年勧告では、企業等に対し、自己の製品や技術、サービス、研究等が、新疆ウイグル自治区における監視システムに利用

<sup>10</sup> 2021年1月13日付けCBPプレスリリース、“CBP Issues Region-Wide Withhold Release Order on Products Made by Slave Labor in Xinjiang” (<https://www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/cbp-issues-region-wide-withhold-release-order-products-made-slave>)。

<sup>11</sup> 2021年6月24日付けCBPプレスリリース、“The Department of Homeland Security Issues Withhold Release Order on Silica-Based Products Made by Forced Labor in Xinjiang” (<https://www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/department-homeland-security-issues-withhold-release-order-silica>)。WRO発出日については、CBPウェブサイトのWROリスト(<https://www.cbp.gov/trade/programs-administration/forced-labor/withhold-release-orders-and-findings>)参照。

<sup>12</sup> <https://www.dol.gov/agencies/ilab/reports/child-labor/list-of-goods>

<sup>13</sup> 脚注6参照。

<sup>14</sup> WROが発出されている品目のリストは、CBPウェブサイト(<https://www.cbp.gov/trade/programs-administration/forced-labor/withhold-release-orders-and-findings>)より参照可能。

<sup>15</sup> OFACによる制裁対象者のリストであり、米国民は原則としてリスト記載の主体やその主体が直接的又は間接的に50%以上の株式を取得する主体との取引を禁止されている。リストは、OFACのウェブサイト(<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/specially-designated-nationals-and-blocked-persons-list-sdn-human-readable-lists>)より参照可能。新疆関連では、8人の中国の役員及びXPCCを含む2団体が、新疆ウイグル自治区における深刻な人権侵害を理由に掲載されている。



されないように、自己の製品や技術、サービス、研究等の最終需要者(End User)を検証することの重要性が強調されており、特に、監視能力を有する技術、製品、サービス(又はその材料を含む)を輸出する企業等や、監視ツール関連製品の製造を支援している企業等については、米国国務省のガイダンス<sup>16)</sup>に従い、自社の技術、製品、サービスの悪用を防止するためのデューデリジェンスを行うことが奨励されています。

また、投資先や資金提供先の製品等が、新疆ウイグル自治区における監視システムと関連している場合、投資の引き上げ等を検討すべき旨も明記されています。

## (2) 強制労働に関するデューデリジェンス(2021年勧告 15頁)

強制労働がサプライチェーンで生じることを防ぐには、第三者監査等を用いることが多いですが、2021年勧告は、2020年勧告と同様に、新疆ウイグル自治区では、監査を担う者が空港で拘留されたり、嫌がらせを受け、脅迫されたりする事例や信用できる監査結果が得られない可能性等を挙げた上で、この手段は有効でない可能性があることを述べています。その上で、業界団体と協力して情報を共有し、新疆ウイグル自治区に関連する強制労働等の潜在的な指標を調査する能力を高めたり、現地のサプライヤーや取引先と関係を築き、新疆ウイグル自治区に関連するリスクを特定したりすることも推奨されています。

また、強制労働に関するデューデリジェンスに関して、以下のようなウェブサイトで、情報提供を行っていることが紹介されています。

- ・ 米国労働省の「Comply Chain」というモバイルアプリ及びウェブベースのプラットフォーム(サプライチェーンにおける強制労働及び児童労働の問題に特化したデューデリジェンスに関する情報を提供し、企業がリスクとインパクトを評価し、複数のセクターにおけるデューデリジェンスの実事例 50 件以上から教訓及びグッド・プラクティスを得ることを支援するプラットフォーム：<https://www.dol.gov/ilab/complychain/>)
- ・ 米国務省の「責任ある調達ツール」というプラットフォーム(人身取引等のリスクにさらされている 11 の主要セクターと 43 の商品及び 10 の包括的なリスク管理ツール等が掲載されているプラットフォーム：<https://www.responsible sourcing tool.org/>)

2020年勧告、2021年勧告いずれにも共通して記載されているとおり、人権デューデリジェンスのベストプラクティスとして、典型的なものには、独立した現場視察を行い、強制労働やその他の虐待的な労働慣行を是正する手法がありますが、新疆ウイグル自治区が置かれている状況の中では、企業が信頼できる監査を実施し、有意義な是正を行うことが極めて難しい場合があります。日本企業としては、各社が置かれている状況を鑑み、業界団体と協力して情報を共有したり、現地のサプライヤーや取引先との関係を築いたりする等の方法で、自社製品・サービスに伴うリスクの特定・検証を進める必要があります。

## (3) 建設資材提供に関するデューデリジェンス(2021年勧告 16頁)

2021年勧告は、企業等が新疆ウイグル自治区で活動している可能性のある中国企業に建設資材を提供している場合、自社の提供している資材の事業の最終かつ直接の受益者が、拘留施設とならないように、デューデリジェンスを実施すべきとの指針を示しています。

## III ウイグル問題に対する欧州における動向

人権の尊重は、欧州において最も重要視される基本的価値観の一つであり、近年 EU レベル・加盟国各国レベル共に人権問題

<sup>16)</sup> 監視能力を有する製品やサービスのエンドユーザーに関連する取引のための「国連指導原則」の実施に関するガイドライン。本ガイダンスでは、自社の関わる地域における政府の政策を確認する等のリスク分析や最終需要者の特定・検証に加え、契約や手続きによる人権保護手段の整備等、人権侵害を行い得る主体に自社の技術、製品、サービスが渡らないようにするために、監視能力を有する技術、製品、サービスを扱う企業が考慮すべき事項が詳述されている。米国国務省ウェブサイト(<https://www.state.gov/key-topics-bureau-of-democracy-human-rights-and-labor/due-diligence-guidance/>)より参照可能。

に実効的に対処するための取組みが活発になっています。新疆ウイグル自治区における人権侵害も速やかに解決すべき深刻な問題の一つとして捉えられており、当該問題に対処すべく、EU 理事会は 2021 年 3 月 22 日、EU グローバル人権制裁制度を活用して個人及び関係機関に制裁を発動し、2021 年 5 月 20 日には既に大筋合意が発表されていた EU・中国包括投資協定(CAI)の批准に向けての準備が凍結される旨の決議が欧州議会により決議されました。EU グローバル人権制裁制度及び制裁措置の具体的な内容は次のとおりです。

## 1. EU グローバル人権制裁制度とは

EU グローバル人権制裁制度(EU Global Human Rights Sanctions Regime)<sup>17</sup>は、2020 年 12 月 7 日に EU 理事会により導入されたもので<sup>18</sup>、国家、個人、法人及び団体等を対象<sup>19</sup>とし、深刻な人権侵害行為につき、その行為発生地にかかわらず、制裁を科すことを可能としている制度です。同年 12 月 17 日には当該制裁制度の運用・解釈についてのガイダンス<sup>20</sup>が発表されています。

### (1) 制裁の対象

制裁の対象となる人権侵害行為は、ジェノサイド、人道に反する罪、拷問、奴隷、超法規的殺人、強制失踪、恣意的拘留等の深刻な人権侵害行為、並びに人身売買、性暴力及び表現・信教の自由の侵害等を含め、欧州連合基本条約第 21 条で定められる外交・安全保障政策に深刻な懸念をもたらすと判断されるような行為<sup>21</sup>とされています。

### (2) 制裁措置の内容

制裁措置の内容<sup>22</sup>は、(1)経済的制裁(資産の凍結、制裁対象者に対する送金、決済及び資産運用の禁止)及び(2)個人の渡航制限の 2 類型に分類され<sup>23</sup>、EU 域内で活動する者は制裁対象者に対して直接的にも間接的にも資金提供を行うことが禁止されます<sup>24</sup>。

### (3) 制裁措置の決定及び公表

制裁の対象者及び制裁内容は、加盟国又は EU 外務・安全保障政策上級代表(the High Representative of the EU for Foreign

<sup>17</sup> 米国において 2012 年に制定されたマグニツキー法が参考にされ、EU 版マグニツキー法と言及されることもある。

<sup>18</sup> 2020 年 12 月 7 日付け EU 官報、“COUNCIL DECISION (CFSP) 2020/1999 of 7 December 2020” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020D1999&from=EN>)及び同日付け EU 官報、“COUNCIL REGULATION (EU) 2020/1998 of 7 December 2020” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2020:410I:FULL&from=EN#page=3>)。

<sup>19</sup> COUNCIL DECISION (CFSP) 2020/1999 of 7 December 2020 第 1 条第 1 項第 3 号; COUNCIL REGULATION (EU) 2020/1998 of 7 December 2020 第 2 条第 3 項

<sup>20</sup> 2020 年 12 月 17 日付け欧州委員会からの通知、“Commission Notice, Commission Guidance Note on the Implementation of Certain Provisions of Council Regulation (EU) 2020/1988” ([https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/business\\_economy\\_uro/banking\\_and\\_finance/documents/201217-human-rights-guidance-note\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/business_economy_uro/banking_and_finance/documents/201217-human-rights-guidance-note_en.pdf))。

<sup>21</sup> COUNCIL DECISION (CFSP) 2020/1999 of 7 December 2020 第 1 条; COUNCIL REGULATION (EU) 2020/1998 of 7 December 2020 第 2 条

<sup>22</sup> COUNCIL DECISION (CFSP) 2020/1999 of 7 December 2020 第 3 条; COUNCIL REGULATION (EU) 2020/1998 of 7 December 2020 第 3 条

<sup>23</sup> Commission Notice, Commission Guidance Note on the Implementation of Certain Provisions of Council Regulation (EU) 2020/1988, Question 1

<sup>24</sup> COUNCIL DECISION (CFSP) 2020/1999 of 7 December 2020 第 3 条; COUNCIL REGULATION (EU) 2020/1998 of 7 December 2020 第 3 条

Affairs and Security Policy)からの提案に基づき、EU 理事会による全会一致で決定されます<sup>25</sup>。制裁対象者、その属性及び制裁対象となった理由は COUNCIL REGULATION (EU) 2020/1998 の Annex I に明記され、その内容は EU 官報で公表され<sup>26</sup>、また、EU の運営する経済制裁データベース<sup>27</sup>でも確認できます。

欧州の外交に関する意思決定は全会一致が原則である一方、各加盟国の外交上及び経済上の利害関係は多様であり、特定の国家に対して制裁を科すことは必ずしも容易ではありません。この点、当該制裁制度は、人権侵害行為そのものに着目し、对国家だけではなく、個人、法人及び団体等も制裁対象とすることで加盟国の同意を得られやすくしている点にも特徴があるといえます。

## 2. 新疆ウイグル問題に関する制裁措置

2021年3月22日、ウイグル問題を巡り、EUは上記のEUグローバル人権制裁制度を活用して、新疆ウイグル自治区での重大な人権侵害問題について責任があるとして、中国の政府高官4名及び1団体を対象として資産の凍結及び渡航禁止の制裁を科しました<sup>28</sup>。国家に対する直接の制裁ではなかったものの、この制裁に対して中国側は強く反発し、同日欧州政府高官10名及びEUの4機関(EU理事会政治・安全保障委員会、欧州議会人権小委員会、ドイツのメルカトル中国研究センター、デンマークの民主主義財団連合)に対し、渡航禁止と中国領土内での商取引の全面禁止という報復制裁措置をとっています<sup>29</sup>。

この中国による報復制裁措置に対してはEU側からさらなる反発を招き、2021年5月20日、昨年末に中国とEU間で大筋合意が発表されていたEU・中国包括的投資協定(CAI)について、欧州議会が審議を凍結する旨の決議を可決しました。欧州議会は、制裁措置が継続している限り、批准に向けた審議は難しい旨の発表<sup>30</sup>をしています。当該投資協定の批准には欧州議会の同意が不可欠であり、この決議により当該投資協定の発効が不透明な状況となっています。

## IV 終わりにー日本企業の留意点

米国は、ウイグル問題に関して、輸入規制、輸出規制、制裁対象者の米国内資産凍結等の様々な措置を講じていますが、個別の措置を参照するのみでは、貴社のサプライチェーン(供給網・販売網)に関するリスクを検証することは容易ではありません。2021年勧告は、2020年勧告と同様に、米国政府が、リスクが高いと考える取引類型・産業分野やリスクの兆候となる事実を例示しつつ、デューデリジエンスの手法の留意点や参照すべき情報を解説していますので、上記リスク検証の手掛かりとして重要な情報といえます。

また、欧州では、ウイグル問題に特化した動きではありませんが、2021年7月13日にサプライチェーンにおける強制労働問題に対処するためのデューデリジエンス・ガイダンスが発表され、今秋には人権及び環境に関するデューデリジエンス義務化を図るためのEU指令案の発表が予定されている等、人権が尊重される社会の実現に向けて継続的な努力が続けられています。ま

<sup>25</sup> COUNCIL DECISION (CFSP) 2020/1999 of 7 December 2020 第5条

<sup>26</sup> Commission Notice, Commission Guidance Note on the Implementation of Certain Provisions of Council Regulation (EU) 2020/1988, Question 7

<sup>27</sup> EU 経済制裁データベース(Financial Sanction Database) (<https://webgate.ec.europa.eu/europeaid/fsd/fsf>) アカウントを作成(無料)することでデータベースにアクセス可能。

<sup>28</sup> 2021年3月22日付けEU官報、“Council Implementing Regulation (EU) 2021/478 of 22 March 2021 implementing Regulation (EU) 2020/1998 concerning restrictive measures against serious human rights violations and abuses” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2021:099I:FULL&from=EN>)。

<sup>29</sup> 2021年3月22日付け中国外務省による発表、“Foreign Ministry Spokesperson Announces Sanctions on Relevant EU Entities and Personnel” ([https://www.fmprc.gov.cn/mfa\\_eng/xwfw\\_665399/s2510\\_665401/t1863106.shtml](https://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/xwfw_665399/s2510_665401/t1863106.shtml))。

<sup>30</sup> 2021年5月20日付け欧州議会プレスリリース、“MEPs refuse any agreement with China whilst sanctions are in place” (<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20210517IPR04123/meps-refuse-any-agreement-with-china-while-sanctions-are-in-place>)。

た、加盟国各国レベルにおいても、例えば、ドイツにおいてサプライチェーンにおける人権・環境デューデリジェンスの法制化がなされる等の動きが見られます。このような流れの中、フランスにおいて、複数のアパレル企業がサプライチェーンにおける人権問題に関連して、人道に対する罪に加担した疑いでフランス検察が捜査を開始したと報道されていることも記憶に新しく、自身のサプライチェーンの人権や環境問題について意識の高い企業でさえも難しい舵取りが求められています。

グローバルに活躍する日本企業にとって、新疆ウイグル自治区に限らず、サプライチェーンに潜在的に存在する人権問題が自身の事業活動に今後大きく影響を与えることが予想されます。人権問題に自社が関わっている可能性があるとの観点を念頭に置きつつ、自社のサプライチェーンが抱えるリスクを把握し、自社のビジネス、状況に適した対策を講じていくことが今後ますます重要な課題となります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 